

2020 年度入学試験問題 出題趣旨 (民法)

第 1 問

総則・物権総論・債権総論の分野に関する基礎的な問題である。

- (1) 未成年者が法定代理人の同意を得ることなく締結した金銭消費貸借契約を取り消した場合 (5 条 2 項)、当該金銭消費貸借に基づく借入債務を担保するための保証債務も、主たる債務の遡及的消滅に伴い (1 2 1 条)、付従性により消滅する。もつとも、①保証人が、保証契約の締結時に、取消しの原因 (法定代理人の同意がないこと) を知っていた場合は 4 4 9 条が適用される。他方で、②未成年者の欺罔行為により保証契約が締結された場合、詐術を用いたことにより未成年を理由とする取消しに制約が生じる一方 (2 1 条類推)、保証人は第三者詐欺 (9 6 条 2 項) に基づき保証契約を取り消すことができる場合も生じうる。
- (2) 未成年者が法定代理人の同意を得ることなく締結した高額動産の売買契約を取り消した後、目的動産の返還を受ける前に、第三者が当該動産を買い受け、かつ指図による占有移転により占有を開始した場合に、即時取得 (1 9 2 条) が認められるかどうかを検討する必要がある。

2020 年度入学試験問題 出題趣旨（民法）

第2問

改正により大きく変わった請負人の契約不適合責任の構造を問う問題である。

予定の工程を終えて建物を完成させたこと、10年が経過しようとしていたとき総点検し『万全の手を尽くした』はずなのに「抜本的な工事が必要」といった事情を丁寧に拾い上げることができたかで評価が分かれた。